



# ふくしま



2022・No.104



# くらしの情報

## 秋号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



## ～エシカル消費～ 探してみよう！身近な「認証ラベル」

### エシカル消費って？



「エシカル消費」とは、人や社会、地域、地球環境を考えた商品やサービスを選んで消費すること、つまり、日々の買い物などを通して、自分のことだけではなく、周囲の人や社会、環境のことを「ちょっと考えて」、「よりよい未来」に向けて行動することが大切です。

### 例えば…





- 🌱 必要な分だけ購入し、使いきる
- 🌱 農薬や化学肥料を使わないで育てられたオーガニックな商品を購入する
- 🌱 地産地消で地域の応援に繋がる商品を購入する



### 何を買ったらいいの？



「エシカルな商品」を選ぶ際に参考になるのが、商品に付けられた「認証ラベル」です。認証ラベルは、第三者機関が基準（安全性や品質など）を設け、その基準に適合しているか審査し、認められた商品に付けられます。私たちがエシカル消費を行う上で重要な目印となる認証ラベルを、お買い物の際にぜひ探してみましよう！

			
<p><b>FSC®認証</b></p> <p>適切な森林管理に貢献する商品（紙製品など）につくマーク。</p>	<p><b>有機 JAS マーク</b></p> <p>農薬・化学肥料を使用しないなどの有機 JAS 規格を満たす食品（農畜産物など）につくマーク。</p>	<p><b>エコマーク</b></p> <p>環境のことを考えた商品（生活用品など）やサービスにつくマーク。</p>	<p><b>MSC 「海のエコラベル」</b></p> <p>水産資源や環境に配慮した漁業で獲られた水産物につくマーク。</p>

このほかにも、たくさんの認証ラベルが存在します。まずは、認証ラベルを知って、見つけるところから、エシカル消費を始めてみませんか？

エシカル消費 認証ラベル

検索





## こんなことに気をつけて！（若者に多いトラブル）

成年年齢が18歳に引下げられて、約半年が過ぎました。被害に遭って後悔する前に、改めて、注意すべきポイントを相談事例から確認しましょう！

### 事例1（ゲーム課金）



一度だけオンラインゲームで課金をするために、クレジットカードをスマホに登録したところ、小学生の子どもが30万円以上も課金してしまっていた。この場合、取消しできる？

☆未成年者が、保護者の承諾無くオンラインゲームの課金をしてしまった場合、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。

☆このようなトラブルを防ぐため、オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合ひましよう。



### 事例2（副業など）



インターネットで「チャットで相談にのるだけ」という副業を見つけ、会員登録をしたが、運営業者から「報酬を得るために必要」などと言われ、手数料として数万円を支払わされた。

☆「簡単に稼げる」「気軽に始められる」などと強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。

☆副業・アルバイトを始める前に少しでも不安を感じたら、家族等周りの人に相談しましょう。



### 事例3（美容医療）



「10万円で全身脱毛」というクリニックの広告を見て、カウンセリングを受けた。しかし、「そのコースは効果が低い」と言われ、結局その場で70万円の高額なコースを契約してしまった。

☆必ず施術前にリスクや副作用、負担費用等の確認をしましょう。

☆美容目的の施術は多くの場合、緊急性はありません。その場で契約・施術せず、よく考えた上で判断しましょう。



## 事例4 (定期購入)



動画投稿サイトで「ダイエットサプリメントが500円」という広告を見て販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで購入して商品が届いた。しかし、後日同じ商品と5,000円の請求書が届き、定期購入契約になっていたことがわかった。

☆通信販売には、クーリング・オフ(契約の無条件解除)制度はありません。返品・解約の条件を確認しましょう。

☆定期購入が条件になっていないか等、注文する前に販売サイトを隅々まで確認しましょう。



## 知っていますか? 困ったときの「188」!

「悪質商法等による被害にあった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」などの消費者トラブルで困っていませんか?

消費者ホットライン「188(局番なし)」は、お近くの消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内してくれます。

※通話料金は、最寄りの相談窓口につながった時点からかかります。相談は無料です。



「188」にダイヤルすれば全国どこからでもつながるよ!



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤマン



**困ったときは ひとりで悩まずすぐ相談!**  
福島県消費生活センター 024-521-0999

## LINE公式アカウント みんなに知ってほしいことを月イチ配信!

県消費生活センターでは、若年者の消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE公式アカウントを活用した情報を毎月発信しています。

ぜひ友だち登録をお願いします!

### 友だち登録方法 (どちらか選んでください)

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINEのID検索欄で「@930esdof」を検索



友達登録よろしくね!





募集中!!

## 「食と放射能に関する説明会」開催団体・グループ募集!

### Q 何ができるの?

食と放射能に関する「素朴な疑問」や「再確認したいこと」などを、専門家から直接聞くことができます!

### Q 誰が申し込めるの?

学校の放射線教育、子育てサークル、学童保育、町内会、職場研修など、少人数でも開催します!

### Q どんなことをするの?

- 大学教授や専門家による講演
- 放射能・放射線測定器を使った実習
- 機器メーカー技術者による食品の放射能分析装置の測定実演
- 国の職員等による食品中の放射性物質の基準等の説明
- 県内農家や流通業者による取組の説明 など

開催費用  
無料!



事務局：一般社団法人福島県環境測定・放射能計測協会  
お問い合わせは 024-572-6401 まで!



## 出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。  
日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください!

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

- 【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、消費者問題、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など
  - 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など
  - 【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー(ファイナンシャルプランナー、司法書士等) など
  - 【申込先】県消費生活センター(消費生活課) FAX 024-521-7982
- ※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー(FP)による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先(※消費生活無料法律相談・生活再建等相談)】

県消費生活センター 024-521-0999  
 県中地方振興局 024-935-1295  
 県南地方振興局 0248-23-1548  
 会津地方振興局 0242-29-5295



相談窓口

福島県

生活環境部消費生活課 024-521-7736 (令和4年9月発行)